

志學館大学外国人留学生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学学則（以下「学則」という。）第61条の2の2及び志學館大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第45条第2項の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）の入学及び受入れ（以下「入学等」という。）に関し必要な事項を定める。

(入学等の区分)

第2条 留学生の入学等は、その修学目的に応じて、次の区分により許可するものとする。

修学目的	入学等の区分
学士学位取得	学士課程学生
修士学位取得	大学院課程学生
単位取得	科目等履修生
特定課題についての研究	研究生

(出願及び入学その他の手続)

第3条 留学生として志學館大学に入学を志願又は受入れを希望する者の出願及び入学その他に関する事項については、学則又は大学院学則及び前条の入学等の区分に対応する規程等並びに募集要項による。

(適用除外)

第4条 この規程は、学則第32条の各号に掲げる入学資格（第3号を除く）及び大学院学則第30条各号に掲げる入学資格（第3号及び第6号を除く）の一を満たす外国人には適用しない。

2 難民の認定を受けた者については、提出する書類の一部を免除することができる。

(雑 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、留学生に関し必要な事項は、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年11月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。